

奈 教 総 第 268 号  
令 和 8 年 3 月 19 日

奈良市監査委員 東 口 喜代一 様  
同 寺 川 拓 様  
同 植 村 佳 史 様  
同 柳 田 昌 孝 様

奈良市教育委員会  
教育長 北谷 雅人

包括外部監査の結果に対する措置状況について（通知）

奈良市包括外部監査人から提出があった「包括外部監査の結果報告書」について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の38第6項の規定に基づき、当該監査の結果に対する措置状況を別紙のとおり通知します。

令和元年度「奈良市教育委員会の学校教育に係る財務事務の執行について」の結果に対する措置状況について

#### 第4 結果及び意見

##### 【4】地域教育課

##### 3. 監査の結果及び意見

##### (4) バンビーホームに関する中長期修繕計画について

##### ②中長期的な修繕計画を作成すべき（結果）

（放課後児童育成課）

##### 【監査結果】

バンビーホームは利用対象者が児童であることを考慮すると、安全に配慮しなければならず、安全確保のために計画的な修繕等の対応が必要であるが、固定資産に関する中長期の修繕計画が策定されていなかった。中長期的な修繕計画が作成されない場合、予算の制約等により必要な修繕が先送りになる等といった事象が発生し、安全性を配慮すべき施設について適時適切な修繕が行えないというリスクが発生する可能性がある。

したがって、中長期的な修繕計画を作成し、必要な予算を計画的に見積もることで適時適切な修繕が実施可能な体制を構築すべきである。

##### 【措置の状況】

空調設備等の固定資産については、毎年度各施設の状況確認を実施しており、この結果に基づき、令和7年度の予算要求において、必要な修繕費や備品購入費を計上しています。また、中長期的な修繕計画の策定については、固定資産の購入年や耐用年数を把握し、計画的な修繕や買替えをより適切に行えるよう令和7年度から改善を講じました。